

第6節 悪 臭

1 現況

発生源別悪臭苦情件数は、公害苦情の中では、大気汚染、水質汚濁に次いで多く、平成23年度における悪臭苦情件数は、表2-6-48のとおり80件で、前年度（71件）に比べて9件増加した。その発生源としては、野外焼却、畜産農業、サービス業等及び個人住宅アパート等に起因する苦情割合が多い。

表2-6-48 平成23年度発生源別悪臭苦情件数（松山市を除く。）

	畜産 農 業	飼料・ 肥料 製造工場	食料品 製造工場	化学 工 場	その他の 製造工場	サービス 業・ その他	野 外 焼 却	移 動 発生源	建設作業 現 場	下水 ・ 用水	ゴミ 集積所	個人住宅 アパート ・寮	不 明	計
苦情件数 (件)	10	0	5	1	4	8	30	0	3	1	0	9	10	80
苦情割合 (%)	13	0	6	1	5	10	38	0	4	1	0	10	13	100

2 対策

(1) 悪臭の規制

工場・事業場から発生する悪臭は、悪臭防止法により、都道府県知事又は指定都市、中核市等の長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行い、工場・事業場の監視、測定、基準超過の場合の改善命令等の規制については、市町長が行うこととされている。

同法では、工場・事業場から排出される悪臭原因物質のうち、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等22物質が特定悪臭物質に指定され、図2-6-4のとおり、特定悪臭物質の排出形態に応じて、敷地境界の地表、気体排出口、排水水について、濃度基準が定められている（表2-6-49、資料編7-1～7-3参照）。

なお、従来の特定制悪臭物質の濃度による規制基準では生活環境を保全することが十分でないと思われる区域については、濃度規制に代えて臭気指数（嗅覚測定法により算出）による基準を定めることができるが、本県では、導入されていない。

図2-6-4 悪臭の規制基準

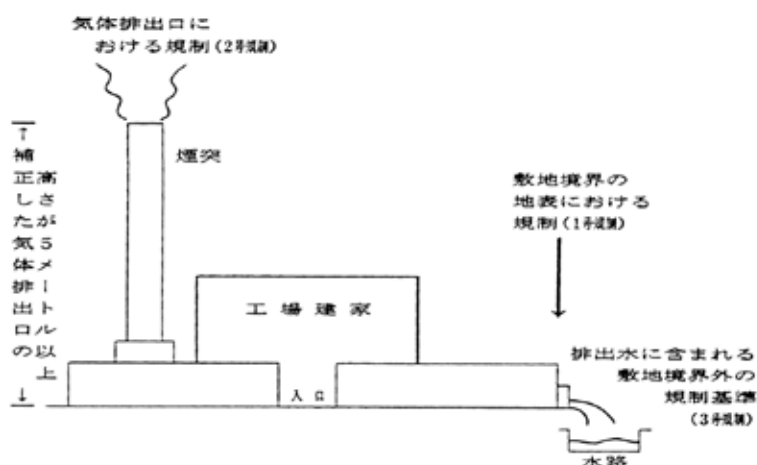


表 2-6-49 悪臭の規制基準の種類

規制基準の種類 悪臭原因物の排出形態 規制対象悪臭物質	敷地境界の地表における 規制基準(22物質)	気体排出口における 規制基準(13物質)	排出水に含まれる敷地 境界外の規制基準(4物質)
	事業場全体から漏出	煙突その他の気体 排出施設から排出	敷地外に排出される 汚水に含有
アンモニア	○	○	
メチルメルカプタン	○		○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
トリメチルアミン	○	○	
アセトアルデヒド	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレールアルデヒド	○	○	
イソバレールアルデヒド	○	○	
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
スチレン	○		
キシレン	○	○	
プロピオン酸	○		
ノルマル酪酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
イソ吉草酸	○		

本県の悪臭規制地域は、表 2-6-50 のとおり、化学肥料製造業、クラフトパルプ製造業等に係る工場・事業場が立地している 4 市 1 町について、主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域を B 区域、それ以外の地域を A 区域として、指定が行われている。そのうち、松山市、新居浜市を除く 2 市 1 町は、知事が指定し、松山市は中核市への移行に伴い、新居浜市は権限委譲に伴い、各市長が指定を行ってきた。また、表 2-6-51 のとおり、悪臭防止法施行令の改正による特定悪臭物質の指定、追加に伴い、順次規制基準を設定している。なお、第 2 次地方分権一括法による悪臭防止法の改正により、規制地域の指定及び規制基準の設定は平成 24 年 4 月 1 日から一般市の事務となった。

表 2-6-50 悪臭規制地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町名	備考
昭和 49 年 4 月 9 日	昭和 49 年 5 月 1 日	松山市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	
平成 12 年 3 月 31 日	平成 12 年 4 月 1 日	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	松山市が中核市に移行することに伴い、松山市を除外した。
平成 16 年 3 月 30 日	平成 16 年 4 月 1 日	新居浜市	権限委譲に伴い除外。
平成 16 年 12 月 28 日	平成 17 年 1 月 16 日	菊間町 (除外)	合併に伴い今治市に権限委譲
平成 24 年 3 月 16 日	平成 24 年 4 月 1 日	一般市への権限委譲	

表2-6-51 悪臭規制基準の設定状況

告示年月日	施行年月日	特定悪臭物質
昭和49年4月9日	昭和49年5月1日	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、 硫化メチル、トリメチルアミン
昭和53年12月22日	昭和54年1月1日	二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン
平成4年3月27日	平成4年4月1日	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、 イソ吉草酸
平成7年4月28日	平成7年5月1日	プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、 イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、 イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、 メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

(2) 発生源の規制

規制地域内において悪臭発生が予想される主要な工場・事業場（資料編7-4参照）については、関係市町長が定期的な立入調査を実施し、規制基準に適合しないものに対し、改善指導を行っている。また、その他の地域においても、市町と関係機関との連携の下に、苦情申立てのあった工場・事業場に対し必要な指導を行っている。

平成23年度は、表2-6-52のとおり3市1町の9事業場について、延べ81検体の悪臭物質濃度測定を実施（松山市を除く。）、基準超過のあった1事業場に対して改善指導を行った。

表2-6-52 平成23年度悪臭物質濃度測定状況

市町名	四国中央市	西条市	松前町	計
測定事業場数	7	1	1	9
測定検体数	38	3	40	81
基準超過事業場数	1	0	0	1

(3) 良好なかおり環境の保全

環境省では、近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、悪臭測定に嗅覚測定法を導入して、その普及を一層推進しているが、それに加えて、かおり環境という新しい考え方を取り入れ、「身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気付くことを通して身の回りにおける様々なにおいを意識し、不快なにおいの改善に積極的に取り組む地域の活動」を促進していきたいとの考えから、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化-かおり環境-を保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を認定する「かおり風景100選」事業を実施した。

この事業に本県からは、「愛媛西宇和の温州みかん」（愛媛県）、「^{さいじょうおうしもりじ}西条王至森寺の^{きんもくせい}金木屋」（西条市）、「内子町の町並と和ろうそく」（内子町）の3件が認定された。



西宇和の温州みかん



西条王至森寺の金木屋



内子町の町並みと和ろうそく